

戸籍の電算化が

●電算化で何が変わるの？

1) 電算化により、次のとおり変わります。

| 内 容 | 現 在 | 電 算 化 後 |
|---------|--------|--------------|
| 全員を証明する | 戸籍謄本 | 戸籍の全部事項証明 |
| 個人を証明する | 戸籍抄本 | 戸籍の個人事項証明 |
| 戸籍の書式 | 縦書き | 横書き |
| 用紙 | 白紙（B版） | 改ざん防止用紙（A4版） |
| 公印 | 朱印 | 電子公印（黒色） |

2) 本籍の表示は、次のとおり変わります。

本籍地の地番表示について、「の」の表示が削除されます。たとえば「字上ノ国1番地の1」については「字上ノ国1番地1」となります。

また、住民票の住所の地番表示についても同じく「の」の表示が削除されます。これは、土地の登記簿の地番号に「の」の記載がないことから統一を図るためのものです。

住民票や印鑑登録証明書などは自動的に修正されるため、表記が変更された方でも手続きは必要ありません。

また、名称・地番号の変更ではないため、免許証や金融機関等での住所変更の手続きも必要ありません。

3) 文字の置き換えがあります

現在、戸籍に記載する人名の文字は、戸籍法で定められている「ひらがな、カタカナ、常用・人名用漢字」を使用することとなっていますが、昔の戸籍は手書きのため、誤字などで辞書に載っていない文字で書かれているものがあります。

電算化後、このような文字は戸籍法で定められた文字に置き換えられます。

この取扱いは、法務省の通達に基づき行われているもので、戸籍事務を電算化しているすべての市区町村で同様に行われております。

この修正は、戸籍表記上の文字を修正するものであり、このことによって氏名が変更になるものではありません。

●証明書の発行手数料は？

戸籍の各種証明書発行手数料は電算化後も変わらず、戸籍は1通450円、除籍・改製原戸籍等は1通750円です。

お問合せ：役場住民課 戸籍保険グループ